

「常陸国風土記」白鳥里伝承考

宇賀神 裕

- ①郡の北三十里に白鳥しろとりの里あり。「里号由来」
- ②古老のいへらく、伊久米いぐみの天皇みまろのみ世、「時代」
- ③白鳥ありて、天あめより飛び來たり、「白鳥の飛來」
- ④僮女をとめと化な爲りて、「僮女への変化」
- ⑤夕ゆふに上り朝あしたに下る。「活動時間」
- ⑥石いしを摘ひらひて池いけを造り、其が堤つを築かむとして、「造池築堤」
- ⑦徒いたづらに日月いつつきひを積みて、築つきては壞くえて、え作成なさざりき。「失敗」
- ⑧僮女等、
白鳥しろとりの羽はが堤つをつつむとも
粗斑あらま・眞白ましろき 羽は壞こえ。
かく口くちぐち口に唱うたひて、「歌謡」
- ⑨天あめに升りて、「昇天」
- ⑩復また降り來きざりき。「復不來」
- ⑪此これに由りて、其の所を白鳥の郷むらと號く。「里号由来」
- ⑫（以下は略はぶく）（注一）「省略」

【序】

「常陸国風土記」鹿島郡白鳥里条は同地名の起源伝承となつており、その名の通り、白鳥がこの村に飛來してきたことを語る。当該条は諸注釈において、「白鳥説話」、あるいは「白鳥処女」という説話の型を持つ伝承として捉えられてきた（注2）。そして、同型の話と比較して婚姻の要素が欠落していることに注目されてきたようである（注3）。しかし、当該条の持つ特徴・特殊性は、この婚姻要素の欠落だけではない。当該条を構成する要素を①～⑫に区切ったが、「⑤活動時間」「⑥造池築堤」「⑦失敗」の要素は、他の「白鳥説話」には見られない要素となっている。では、なぜ当該条においてこのような特殊な表現が用いられているのであろうか。本稿ではこれらの表現を分析することによって、当該条の持つ意義を考察していく。

一 白鳥の表現性

先に簡単に触れたが、改めて他の「白鳥説話」との比較をし、

当該条の特殊性を確認してみたい。「白鳥説話」「白鳥処女」とされる伝承は以下の表に挙げたものがある。

【表】「白鳥説話」「白鳥処女」型の伝承（下段は逸文）

白鳥説話	
白鳥処女	
	出雲国島根郡法吉郷 A 豊後国総記 C 豊後国速見郡田野
	山城国鳥部里 B 山城国伊奈利社 豊後国餅の的 D 丹後国奈具社 E 駿河国三保松原 F 近江国伊香小江

これらの伝承を見まわすと、三つの要素において共通項を有することがわかる。

一は、「白鳥」が飛来することである。白は上代文献において神や靈魂といった存在に多く用いられている色である。当該条の白鳥が天上世界から飛来したことも併せて考えれば、この白鳥も「神霊を持つ」「講談社学術文庫『風土記』」「神性をもつ」（新編日本古典文学全集『風土記』）存在として表現されていると考えられる。

二は、この白鳥はただ飛来するだけではなく、その地に何かをもたらす役割を担っていることである。

A 餅と化爲り、片時が間に、更、芋草数千許株と化りき

B 伊禰奈利生ひき。（伊奈利条）

C 土地沃腹えたり。（田野条）

（豊後国号条）

A・Bでは白鳥が「餅」や「芋草」、「伊禰」といった穀物をもたらす。またCは飛来についての記述はないが、白鳥が飛び去る前の土地の様子を「腹えたり」と表現していることから、土地の豊穡につながる存在として理解できる。つまり、「白鳥説話」では白鳥が飛来する土地に豊かさや富をもたらすという内容を語ろうとしているようである。

D 即ち相副へて宅に往き、即ち相住むこと十餘歳なりき。

爰に、天女、善く酒を醸み爲りき；其の家豊かに、土地富めりき（奈具社条）

E 是に遂に漁人と夫婦と爲りぬ（三保松原条）

F 天女の弟女と共に室家と爲りて此處に居み、遂に男女を生みき（伊香小江条）

さらに、D～Fの三例は白鳥がオトメ（天女）に変化する、いわゆる「白鳥処女」型の伝承である。Dでは天女が酒を作ることによって家や土地が富み豊かになる。「白鳥説話」と同様である。それに対して、E・Fでは天女が男と結婚し子供を産む。異類婚姻譚の話型と接続していることになる。異類婚姻譚は、異類との間に生まれる子供が特殊な力を持つ祖霊信仰と関わることが多い。それぞれ生まれた子についての記述はないが、これらも広い意味での富として捉える事が可能であろう。

三は、白鳥が最終的に飛来した土地を離れてしまう契機や原因である。

G 餅を作ちて的と爲しき (田野条)

H 餅ヲク、リテ、的ニシテイケルホトニ (餅的的条)

I 餅を用ちて的と爲ししかば (伊奈利社条)

J 的の餅 (鳥部里条)

K 汝は吾が兒にあらず。暫く借に住めるのみ。早く出で

去きね。(奈具社条)

L 一旦、女羽衣を取り、雲に乗りて去りぬ (三保松原条)

M 後に母、即ち：羽衣を捜し取り、着て天に昇りき

(伊香小江条)

G・Jは「餅的」とも言われる伝承で、富み栄えた人間が餅を的にして弓を射ることによって、その餅に宿っていた靈魂(穀霊)が白鳥となって飛び去る内容となる。Kも同様に、白鳥によって富み栄えた「老夫婦がその要因」となったオトメ(白鳥)を家から追い出してしまふ。L・Mはオトメを地上に引き留める役割を担う羽衣を見つけられてしまふことによつて去られてしまふ。いずれの例も、飛来した白鳥が退去する原因は人間側の失態や失敗が原因となっている。

以上のことから「白鳥説話」「白鳥処女」をまとめると、この話型は次の三つの要素で構成されていると考えられる。

(1) 外部から神聖な存在である白鳥が来訪する。

(2) 白鳥が土地に富をもたらす。

(3) 人間側の失態や失敗の原因として白鳥が飛び去る。

では、この三要素を踏まえ、再度当該条を検討してみる。試みに当該条を先程の三要素にあてはめようとするれば、

(1) …「白鳥ありて、天より飛び來たり、僮女と化爲りて、夕に上り朝に下る」

(2) …「石を摘ひて池を造り、其が堤を築かむとして」

(3) …「徒に日月を積みて、築きては壞えて、え作成さざりき」

「天に升りて、復下り來ざりき」

となる。天から飛来した神聖な白鳥は僮女の姿となり造池築堤を行う。

N 詔して曰はく、「農は天下の大きな本なり。民の恃みて生くる所なり。今、河内の狭山の埴田水少し。是を以て、其の國の百姓、農の事に怠る。其れ多に池溝を開りて、民の業を寛めよ」とのたまふ。(崇神紀六十二年秋七月)

O 諸國に令して、多に池溝を開らしむ。數八百。農を以て事とす。是に因りて、百姓富み寛ひて、天下太平なり。(垂仁紀三十五年是歲)

造池築堤作業は、N・Oによれば「農」、つまり農耕のために行われている。したがって、当該条の白鳥も農耕的な富をもたらす存在として理解されよう。つまり、当該条も他の「白鳥説話」や「白鳥処女」の持つ構成要素にあてはめることは一応可能である。しかし、それぞれの要素を細かく見ると、他の伝承にない特殊な表現が存在するのである。

当該条において、飛来する白鳥は「夕に上り朝に下る」と細かな行動時間が示され、またその期間も一度ではなく「日月を

積みて」と複数回、長期にわたっている。次に、造池築堤が農耕的な富と関わることは先述した通りだが、「え作成さざりき」とあるように、造池築堤は失敗し、未完成な状態のまま白鳥は飛び去る。つまり、結果として当該条の白鳥は富をもたらさないのである。さらに、この失敗も人間ではなく白鳥の失敗として描いている点が異なるのである。

では、なぜこのような特殊な表現が用いられたのであろうか。また、当該条が語りたかったものとは何だったのであろうか。

二 白鳥の表現するもの

当該条の「白鳥」はいかなる存在として表現されているのであろうか。白鳥の行動時間に関する特殊な表現「夕に上り朝に下る」から改めて考察していく。この表現について、「講談社学術文庫『風土記』の「夜は（カミ）の時間」（注4）という指摘は注目すべきであろう。

P 爰に倭迹迹姫命仰ぎ見て、悔いて急居。【急居、此をば菟岐子と云ふ。】則箸に陰を撞きて蕘りましぬ。乃ち大市に葬りまつる。故、時人、其の墓を號けて、箸墓と謂ふ。是の墓は、日は人作り、夜は神作る。故、大坂山の石を運びて造る。則ち山より墓に至るまでに、民相踵ぎて、手遞傳にして運ぶ。（崇神紀十年九月）
Q 夜毎に來て、婦と共に寝ね、曉に至れば早く歸りぬ。

（肥前国松浦郡褶振の峯）

R 夜來りて晝去りぬ。…夕に懷妊めり…明くれば言とは

ぬが若く、聞るれば母と語る。…一夜の間に、已に杯の中に満ちぬ。（常陸国那賀郡茨城の里）
S 一夜の間に、苗生ひき。（播磨国讃容郡）

Pでは、箸墓を作る際に「日は人作り、夜は神作る」とし、（ヒト）の時間と（カミ）の時間とを明確に区別する。以下Q～Sも同様に、神が活動する時間、あるいは神の力が發揮される時間を夜としている。このような例を見れば、確かに古代人は夜を（カミ）の時間として捉えていたことがわかる。ところが、当該条において白鳥は「朝に下」って造池築堤をするのであり、活動時間には「朝」となっているのである。つまり、当該条の白鳥は「天」からやって来た神聖な存在であり、（カミ）に近い存在として描かれながら、それとは異なる別の姿が表現されていることになる。

では、その別の姿とは何なのか。そこで、今一度「白鳥」そのものを見てみたい。『上代語辞典』（注5）や『講談社学術文庫』注にあるように、白鳥はある特定の種ではなく、白色をした鳥の総称であったようである。そこで、『万葉動物考』（注6）において、白鳥と同一と見なされていたとされるタヅについて見ていく。

『万葉集』中に「鶴（タヅ）」を詠んだ歌は四十七首ある。その内容はタヅが「鳴き渡る」様子と、「求食する」様子と、二つに大別することができる。

T ぬばたまの夜は明けぬらし多麻の浦に求食する鶴鳴き渡るなり（153598）

U 昨夜こそは兒ろとさ寝しか雲の上ゆ鳴き行く鶴のま遠
く思ほゆ (⑭3522)

V 草香江の入江に求食る葦鶴のあなたづたづし友無しに
して (④575)

W 奈呉の海に潮のはや干ば求食しに出でむと鶴は今そ鳴
くなる (⑱4034)

X 求食りすと磯に住む鶴明けゆけば濱風寒み己妻呼ぶも
(⑦1198)

鶴の鳴く行動は、主に妻を呼ぶ姿として詠まれるが、その多くは鳴く時間と併せて詠まれている。Tでは、鶴の鳴く声は「夜が明けぬらし」という時間推定の根拠となっている。古代人は鶴の鳴く声・動作とその時間とに一定の関係があったことを観察して知っていたのであろう。また、Uでは夜に鶴が鳴く様子が詠まれている。「鳴き行く」「ま遠く」という語が示す通り、鶴は人里近い場所から遠い巢に帰っているのであろう。鶴は、朝に人里近い場所にやってくる。夜に巢に帰るという生活サイクルを送っていたことがうかがえる。この鶴の行動時間は、当該条の「夕に上り朝に下る」と同じ時間表現になっている。つまり、当該条の白鳥は、実景としての白鳥(シロトリ)＝鶴が基になっているのではないだろうか。そのように見ると、当該条で白鳥が行う「石を摘ひて池を造」る表現も、V～Xのような鶴が餌を啄む「求食する」様子と重なる(注7)。実際に香島郡に白鳥が飛来していた事は、『新編常陸国誌』においても確認することができる(注8)。

当該条の白鳥は神聖性を有する存在であるとともに、実景的な白鳥(シロトリ)として表現されていることを述べた。しかし、この白鳥もただの実景としての鳥だけではないはずである。なぜなら、当該条の白鳥は造池築堤を行う擬人化された表現で描かれるからである。つまり、白鳥の背後にはもう一つ、実景としての人間の姿も重ねられていると考えられる。そこで、当時の造池築堤作業がどのように行われていたのかを確認する

Y凡そ大水近うして、堤防有らむ処は、国郡司、時を以て検行せよ。若し修理すべくは、秋取り訖らむ毎に、功の多少を量りて、近きより遠きに及ぼせ。人夫を差して修理せよ。若し暴水汎溢して、堤防を毀し壊りて、交に人の患為せらば、先づ即ち修営せよ。

(宮繕令16)

Z凡そ丁匠役せば、皆昼は作りて夜は止めよ。其れ六月七月は、午より未に至るまでに、放して休息すること
を聴せ。要に役すべくは、此の例に在らず。

(賦役令33)

宮膳令によれば、造池築堤に関して国郡司の責任のもと堤防の造営・修繕作業にその土地の人夫を用いること(Y)が規定されている。また、賦役令に「昼は作りて夜は止めよ」という作業従事時間が規定されている(Z)。つまり、当該条における白鳥の行動時間「夕に上り朝に下る」は、律令規定とも合致していることになるのである。当該条の白鳥は、当時実際に行

わかれていた造池築堤事業の人夫、すなわち（人間）の姿とも重なっていると言える。

ここで一度、今までの内容をまとめたい。当該条は従来「白鳥説話」「白鳥処女」型の伝承の一つとされてきた。白鳥は、天上世界からやって来た神聖性（白色）を有する存在として語られている。しかしながら、この白鳥の行う造池築堤という行動、またその行動時間に関する特殊な表現「夕上り朝に下る」は、実景としての白鳥（シロトリ）の姿、また律令に記される造池築堤作業の規定と同一であった。つまり、当該条における特殊な表現は、神聖性を有する存在の（白鳥）、実景として存在する（シロトリ）、造池築堤作業に従事する（人間）という、三つの姿が複層的に重なり合ってきた表現であると考えられる。

三 造池築堤の失敗

以上、白鳥の表現性について見てきたが、それではなぜ当該条を語る際にこのような複層的な表現が必要だったのであるのか。それは恐らくこの表現の背景となっている造池築堤事業、またその失敗と関係があるのであろう。そこで、次に造池築堤、またその失敗を語ることの意義について考えていきたい。

当該条と同様、造池築堤事業の困難や失敗を記す例は、次のものが挙げられる。

a 又將に北の河の滂を防かむとして、茨田堤を築く。是の時に、兩處の築かば乃ち壞れて塞ぎ難き有り。時に

天皇、夢みたまはく、**神有**しまして誨へて曰したまはく、「武藏人強頸・河内人茨田連杉子【杉子、此をば苜呂母能古と云ふ。】二人を、以て河伯に祭らば、必ず塞ぐこと獲てむ」とのたまふ。則ち二人を覺きて得つ。因りて、**河神**に禱る。：是を以て、杉子、死なずと雖も、其の堤亦成りぬ。（仁徳紀十一年冬十月）

b 其の後、難波の長柄の豊前の大宮に臨軒しめしし天皇のみ世に至り、壬生連麿、初めて其の谷を占めて、池堤を築かしめき。時に、**夜刀の神** 池の邊の椎株に昇り集まり、時を經れども去らず。是に、麿、聲を擧げて大言びけらく、「此の池を修めしむるは、要は民を活かすにあり。何の神、誰の祇ぞ、風化に従はざる」といひて、即ち、役の民に令せていひけらく、「目に見る雜の物、魚虫の類は、憚り懼るところなく、隨盡に打殺せ」と言ひ了はる應時、神しき蛇避け隠りき。（常陸国行方郡椎井の池）

c 安八郡有^二 陂渠^一。隄防決壞。不^レ得^レ蓄^レ水。高房欲^レ脩^二隄防^一。土人傳曰。陂渠有^レ**神**。不^レ欲^レ遏^レ水。逆^レ之者死。故前代國司癡而不^レ脩。高房曰。苟利^二於民^一。死而不^レ恨。遂駟^レ民築^レ隄。漑灌流通。

〔日本文徳天皇実録〕仁寿二年二月壬戌（二十五日）

a・bは、造池築堤作業の困難さや失敗の原因を神の妨害として描く点において共通している。ではこの神とは何を表現しているのであろうか。cも同様に堤防が決壊し作れないことを神

の仕業とする。しかし、この伝承で重要な点は神の妨害を土人、つまり土地の人間が語り、それによって前代の国司が修理できないとするところである。造池築堤事業をはじめ、国家事業は土地の大夫が労働力として駆り出される。そのため土地の負担は大きく、それに対する抵抗が実際に実行されたのであろう。亀田隆之氏（注9）が指摘するように、造池築堤事業は朝廷の勸農政策である以上、失敗のできない事業であったはずである。そのため造池築堤事業への抵抗を神による妨害として語らざるを得なかったのであろう。つまり、造池築堤に関わる神の妨害、またそれによる失敗を語る背景には、抵抗する在地の人間の姿が想定できるのである。そのようにして見ると、a・b、また当該条の背景にも、造池築堤に抵抗する土地の人間の姿があるものと考えらる。ところが、当該条とa・bとは、最終的な造池築堤の成否、また神の描かれ方に相違が存在する。この違いは何を意味しているのであろうか。

		造池築堤	困難	原因	成否
a 茨田堤	人間	○	河神	○	
b 椎井池	人間	○	夜刀の神	○	
白鳥里	白鳥	○	×	×	

【表】造池築堤記事の比較

先述の通り、造池築堤事業は国家の勸農政策であり、失敗の許されないものであった。従って、妨害を克服し成功したこと

を語るのには、天皇の治世・王権を語る意義があるのであろう。bで壬生連鷹が夜刀の神を退ける際に「風化」という言葉を用いるのも、この事業がまさしく天皇の権威を背景に行われていることを示している。しかしながら、cの「故前代國司廢而不脩」に見られるように、全ての国司がそれを全うすることができたわけではなかったことがわかる。それだけ在地の抵抗を抑えるのは容易ではなかったであろう。つまり、成功を語ることは、その地の国司がいかに良吏・能吏であったかを語る意義もあつたのであろう。いずれにせよ、造池築堤の成功は朝廷側の論理を背景とした伝承として機能していたものと考えらる。これに対して、造池築堤が未完成のままに終わる当該条は、朝廷側ではなく、在地側の論理を背景とした伝承であると考えられるのである。そして、このような伝承の意義の違いは、神の描かれ方の違いとも関係があるのではないだろうか。朝廷側の伝承として語る際には抵抗する在地勢力を押さえつけることに主眼が置かれるため、神が妨害する存在として描かれる。ところが、当該条のように在地側の伝承として語る際には、抵抗する在地勢力をそのまま妨害する神として描いては、朝廷への抵抗をそのまま表現してしまうからである。当該条において、造池築堤失敗の原因をそもそも神ではない、人間と神との狭間に位置するあいまいな存在としての「白鳥」として描いているという点、またその白鳥が妨害したためとして描かないという点は、在地側の伝承として語る上での知恵なのであろう。さらに、当該条の白鳥が造池築堤をしようとする存在として描くことによつて、この地での造池築堤の不可能性をより強調する働

きを持たされているのではないだろうか。すなわち、この地における造池築堤事業は、神聖性を持つ白鳥でさえもできなかったのだから、人間であればなおさら不可能であるという内容になつていると考えられるのである。

そして、当該条の白鳥がこのような意図を持って表現されていたとすれば、白鳥の歌う歌謡も今までとは異なる読み方ができるだろう。当該条の歌謡は、その後半部に誤脱が多く存在するものと見られ、諸注釈において様々な解釈がなされてきた(注10)。しかし、歌謡前半部だけを見ても、大意は池の堤が未完成に終わったことにあるとわかる。内容自体は伝承内容の繰り返しでしかないが、この歌謡を白鳥が詠むことにこそ大きな意義があると考えられる。なぜなら、白鳥がこの歌を詠むということは、神聖性を持つ存在自身が造池築堤の不可能性を認めることになるからである。そうすると、当該条の語る内容は造池築堤事業に対する在地の抵抗勢力が、その起源・根拠を語るものであったと考えられる。当該条の背景にこのような在地の抵抗があったことは既に指摘があるものの(注11)、具体的な表現分析はなされてこなかった。これまでに述べた分析は、本稿では表現に沿ってそのことを確認したものと見えよう。

四 香島郡の自主性・独立性

では、なぜこのような伝承が存在するのだろうか。造池築堤を語ることは、王権を主張する役割を担っているため、当該条のように失敗や未完成を語る伝承は他では見られない。つまり、当該条で失敗を語ることは当該地に特別な事情があるからだ

考えられる。それでは、当該地がもつ特殊な事情とは何だったのであろうか。

志田諱一氏は「常陸国風土記」の省略記事に注目し、香島郡の記事が香島の大神に関する説話が多いことを指摘している(注12)。確かに香島郡記事はそのほとんどが香島の大神に関する内容となつている(注13)。そうすると、当該条も香島の大神との関係の中で理解できるのではないだろうか。

香島郡は「神の郡」いわゆる「神郡」という、ごく限られた特殊な郡として建郡された郡である(注14)。神郡としての香島郡とはどのような地だったのであろうか。

d 常陸国鹿嶋の神奴に二百十八人を便ち神戸とす。

『続日本記』淳仁天皇天平宝字二年九月壬申)

e 鹿嶋の神賤、男八十人、女七十五人を放して良に従は

しむ。(称徳天皇神護景雲元年夏四月庚子)

f 常陸国鹿嶋の神賤一百五人、神護景雲元年より制を立

て、一处に安置きて、良と婚姻することを許さず。

『続日本記』光仁天皇宝龜四年六月丙午)

g 常陸国言さく、「脱漏せる神賤七百七十四人、神戸に

編らむことを請ふ」とまうす。これを許す。

『続日本記』光仁天皇神龜十一年十二月壬子)

h 勅を下して、東海・東山・坂東の諸国の歩騎

五万二千八百人餘人を調へ發て、来年三月を限りて、

陸奥国多賀城に会はしむ。その兵を点すことは、先づ

前般軍に入り戦を経て勲に叙せる者と、常陸国の神賤

とに尽くす。〔続日本紀〕桓武天皇延暦七年三月辛亥
i 凡同司主典以上。不_レ得_二用三等以上親_一。【謂。其
非三等親_二者。縱得_二相隱_一。猶須_二任用_一也。釋云
養老七年十一月十六日太政官處分。伊勢国渡相郡。竹
郡。安房国安房郡。出雲国意宇郡。筑前国宗形郡。常
陸国鹿嶋郡。下總国香取郡。紀伊国名草郡。合八神郡。
聽_レ連_二任三等以上親_一也。】

〔令集解〕卷十六 選叙令了)

j 凡そ郡司は、一群の同姓を併せ用うることを得ず。も
し他姓の中に用うべき人なければ、同姓と雖も同門を
除くの外、任ずることを聴せ。神郡、陸奥の縁辺の郡、
大隅の馭謨・熊毛の郡は、制する限りにあらず。〔謂
うところは、伊勢国飯野・度会・多気、安房国安房、
下總国香取、常陸国鹿嶋、出雲国意宇、紀伊国名草、
筑前国宗形等の郡を神郡となす。〕

〔延喜式〕卷十八 式部省上112)

k 下總国香取郡、常陸国鹿嶋郡、紀伊国名草郡等の少領
已上、三等已上の親を連任することを聴す。

〔続日本紀〕元正天皇養老七年十一月丁丑

延喜式に記載される鹿島郡内の二座はみな大社として扱われ、
特に鹿島神宮は「明神大」という格別の神格を与えられている。
香島郡は鹿島神宮を背景とした大きな組織力を有し（d）g）、
その組織力は東国の蝦夷征伐の軍事力として機能していたこと
がわかる（h）。この蝦夷征伐は、大和朝廷の東国計略で推し

進められており、鹿島神宮を有する香島郡は信仰上・軍事上と
もに重視されていたのであろう。さらに香島郡を含む神郡は、
他の郡にはない、例外的な人事任用に関する特権が認められて
いたことがわかるが（i）k）、このことから、大和朝廷の
統制下において神郡がいかに重要視されたかが理解できる。こ
のような朝廷からの格別の対応は、香島郡に自主的・独立的な
意識を持たせる大きな要因となっていたようである。

1 この所以に、傳驛使等、初めて國に臨らむには、先づ
口と手を洗ひ、東に面きて香島の大神を拜みて、然
して後に入ることを得るなり。（常陸国信太郡碓井）

m 其の若松の浦は、即ち、常陸と下總と二つの國の堺な
る安是の湖のあるところなり。沙鐵は劍を造るに、大
だ利し。然れども、香島の神山たれば、輒く入りて、
松を伐り鐵を穿ることを得ず。（常陸国香島郡高松の
浜）

風土記編纂当時、香島郡は身を清め香島の大神（鹿島神宮）を
拝まないと常陸国に入れないことを記している（1）。この記
事からは香島郡の持つ自主性・独立性が、外部的な存在に対す
る排他性として現れていることが読み取れるであろう。また、
この地での松や鉄が「神山」であることを理由に採取できない
ことを記している（m）。この松や鉄は製鉄に関わる材料であ
り、香島郡内では実際に製鉄が行われていたことが指摘されて
いる（注15）。製鉄が行われていた以上、これらの材料は当然採

集されていたはずである。ところが、この地で採集することができないと語るのは、外部向けの主張としての意図があったのではないだろうか。つまり、製鉄に関わる利益を内部の人間が抱え込み、外部の存在を排除しようとする意識が働いているのである。そして、この場合の内部とは「神山」すなわち鹿島神宮であると考えられる。

ここで話を戻したい。当該条は造池築堤に従事する在地勢力の抵抗を語ったものと述べたが、これはまさに国家事業という外部的な影響に対する排他性として捉えられるだろう。つまり、当該条の持つ意義も、鹿島神宮を背景に持つ香島郡の自主性・独自性を主張することにあつたと考えられるのである。では、なぜ当該地においてこのような排他性を語る必要があつたのだろうか。香島郡が用水に恵まれていた土地であつたことは室殿寅夫氏などの先行研究によって指摘されているが（注16）、特に白鳥の里周辺は香島郡の中でも一大農耕地帯であつたようである。白鳥の里は旧大洋村中居付近一帯に比定されているが、北浦に面する一帯は、太平洋沿岸部と比べ古代遺跡・古墳が集中している。つまり、この地は古代から人間が入り込み、開拓が推し進められていた穀倉地帯であつたのであろう。中世末頃になるとこの地に白鳥荘という荘園が作られるのも、このような基盤があつたからと言えるであろう。当該条が造池築堤という農耕に関わる伝承になつているのも、農耕という在地資源を抱え込むための排他性を表現したものとして理解できるのである。このように捉えると、当該条の持つ意義も鹿島神宮を背景に持つ香島郡の自主性・独自性を主張することにあつたと考え

られる。つまり、当該条も他の香島郡記事と同様、香島の大神に関わる伝承の一つとして位置付けられるのである。

結

本稿では、従来「白鳥説話」「白鳥処女」の一つとして位置付けられていた白鳥里条の白鳥に三つの異なる姿が重なつていたこと、また伝承全体の意義として造池築堤事業に対する抵抗、その背景に香島郡の自主性・独立性の主張があつたことを考察した。これらの内容を再度当該条に戻して考察してみると、当該条の表現がいかにして作られたのか、その生成過程が見えてくるのではないだろうか。

鹿島神宮を中心とする香島郡は鹿島神宮を背景とした非常に大きな影響力を持つていた。それは香島郡が初めから神郡という特別な郡として建郡されたことからもうかがえる。このような力は郡全体の自主性・独立性を持つ契機となり、その自主性・独立性は、時として朝廷権力に対する抵抗・排他性として現れていたであろう。当該条の白鳥に重ねられた（人間）の姿も、造池築堤という国家の勸農政策に対して抵抗し、在地資源を抱え込もうとしているのである。しかしながら、朝廷の統制下に置かれている以上、このような抵抗する姿を直接表現することはできなかつたはずである。従って、抵抗する在地の（人間）の姿は、この地に飛来し、同じ行動様式・時間を持つ（シロトリ）として擬人化され、さらにこの地での造池築堤の不可能性を強調するために、「天」から飛来する神聖な（白鳥）の姿と重ねられたのではないだろうか。神聖な存在でありながら神で

はない白鳥という曖昧な存在を用いること、また造池築堤の失敗をこの白鳥を妨害としてではなく白鳥自身の失敗として描くことは、在地の主張をどのように表現するのか、表現性の知恵を見る上で、非常に意義のあるものと言えるだろう。

注

1 本文は日本古典文学大系『風土記』（秋本吉郎 一九六七年一月一〇日第九刷発行 岩波書店）に拠った。

2 「童女が白鳥となつたといふ地方傳説」（『風土記集』）、「白鳥の處女」（日本古典文学大系『風土記』）、「白鳥処女」（角川文庫『風土記』）、「白鳥説話といはれ、廣く分布してゐた。當風土記外にも、出雲國風土記嶋根郡、豊後國風土記の始め及び速見郡、近江國・丹後國の逸文、其他河海抄や塵袋などにも見える。」（朝日古典全書『風土記』）、「白鳥説話。白い動物は神性をもち奇瑞を生ずる。白鳥処女説話は、人間と結婚して悲劇に終る。」（新編日本古典文学全集『風土記』）「白鳥が地上に降りて乙女（天女）の姿となるのは（白鳥説話と呼ばれる一類の説話に共通する要素である。」（講談社学術文庫『風土記』）

3 「角川」補注「白鳥処女」項

白鳥が乙女に化し人間と婚姻するという昔話は世界的に分布し、それを（白鳥処女）と称する。…中略…この昔話は、伝説・分権とも豊富で三つの型に分類される。一

つは近江型で、これは七夕信仰に結合したものと、英雄あるいは一族の出自を語るものとに分かれる。…中略…第二は三保型である。…中略…第三は丹後型で丹後国逸文比治里の説話がそれである。この物語は、婚姻の段が、脱落している。

谷口雅博「コラム 白鳥処女説話（羽衣説話）」（『風土記を読む』中村啓信・谷口雅博・飯泉健司・大島敏史 2006年六月一〇日初版発行 おうふう）

本条（発表者注…白鳥里条）の話では婚姻のモチーフを欠き、全体に断片的な内容となっている。…これら（稿者注…伊香小江条・美保松原条）は白鳥処女説話の話形を踏まえているものではあるが、成立の年代はかなりくだるものと思われる。…奈良社の話にも天女の降臨が語られるが、衣を隠すのは老夫婦であり、婚姻の要素を欠く。途中からは致富譚、流離譚、鎮座起源譚の要素を持ち、白鳥処女説話の型から逸脱している。そうすると、風土記の時代には、典型的な白鳥処女説話は文献としては伝えられていないことになる。

4 日没とともに天上に帰り上り、夜明けとともに地上に降りて来る。夜は（カミ）の世界にあり、昼は（ヒト）の世界にある意か。

5 羽毛の白色の鳥の汎称。『上代語辞典』丸山林平

一九六七年七月十日 明治書院

6 『萬葉動物考 續編』「タツ考」（東光治 昭和十九年十二月二十五日 同朋舎）

鵠はクグヒ、即ち白鳥のことである。よく鴻鵠と續けられるが、鴻は大鳥又はオホカリの意で、ヒシクなどの雁類を指す場合と、このハクテウの意に用ひることもある。類聚名義抄には「鵠、胡穀反、コフ、ツル、クグヒ」として、鵠を鶴と白鳥の總名としてゐる。

7 『説文解字注』(一九八八年二月第二版 上海古籍出版社)

〔摘〕項

拓果樹実也【拓者、拾也。拾者、掇也。掇者、取也。】

「摘」字を用いるのは、下にあるものを摘み上げる動作を表現したものと考えられる。白鳥が水中の餌を啄む姿を重ねているのであろう。

8 『新編常陸国誌』(宮崎報恩会 一九九六年十一月一日 常陸書房) 卷十三 土産「鶴」

【白鵬】【雁】【鶴】(※「鶴有數種、…白白鶴」)

また、当該上の直前に載せられる童女松原条にも鶴が描かれる。

また、当該上の直前に載せられる童女松原条にも鶴が描かれる。

9 亀田隆之『古代治水史の研究』(二〇〇〇年五月十日 吉川弘文館)

日本では治水はまた勸農政策の一端を担うものとして位置づけられるものといえるのである。

10 「此歌誤脱アリテ讀ミガタキヲ強テ考フルニ…」(標註古風土記)「池の堤が未完成に終わったことを歌っているのであろう」(「講談社学術文庫」など)。

11 『大洋村史』(大洋村史編さん委員会 一九七九年十一月一日)

日 大洋村)

この説話は、稲作農業の伝承を伝えたものであろう。：稲作農業に必要であつても、なにかの事情で、用水池の建設に地域住民の反対があつたのではなからうか。

12 志田諄一『常陸国風土記』と説話の研究』(一九九八年九月五日発行 雄山閣出版)

「以下略之」と次の「以下略之」の間に記された説話は、省略者がとくに必要と考へて残したものであろうから、省略と省略との間に残された説話にこそ省略の理由を解く鍵の一部があると思われる。：省略者の意図するところは、神社に関する説話と、倭武天皇に関する説話を主として残そうとしていたことが推察される。：香島の郡の記事が、白鳥の里まで略されていないのは、おそらく香島の大神に関する説話が多かつたからであらう。

13 香島郡内記事は以下の通り。(※大系本の区切りによる。傍線は香島の大神関連記事)

① 郡名、位置情報 ② 香島郡名起源、神郡建置 ③ 香島の天の大神の天降 ④ 香島の宮への幣奉納 ⑤ 神戸 ⑥ 香島の宮の造宮・修造 ⑦ 津の宮への舟奉納 ⑧ 酒祭 ⑨ 神社周辺の様子 ⑩ 郡家、沼尾の池 ⑪ 高松の濱 ⑫ 濱の里、寒田 ⑬ 童子女の松原 ⑭ 白鳥の里 ⑮ 角折の濱

14 「常陸国風土記」鹿島郡

古老のいへらく、難波の長柄の豊前の大朝に馭宇しめしし天皇のみ世、己酉の年、大乙上中臣()子、大乙下

中臣部兔子等、惣領高向の大夫に請ひて、下總の國、海上の國造の部内、輕野より南の一里と、那賀の國造の部内、寒田より北の五里とを割きて、別きて神の郡を置きき。其處に有ませる天の大神の社・坂戸の社・沼尾の社、三處を合せて、惣べて香島の天の大神と稱ふ。因りて郡に名づく。風俗の説に、霰零る香島の國といふ。(常陸國香島郡)

他、神郡とされるのは飯野郡・度会郡・多気郡(伊勢國)、安房郡(安房國)、香取郡(下総國)、意宇郡(出雲國)、名草郡(紀伊國)、宗形郡(筑紫國)

小沢重雄「常陸における製鉄」(茂木雅博『風土記の考古学①『常陸國風土記』の卷』一九九四年五月十五日 同成社)

今の香島郡に限定されるが、当時の製鉄の様子をある程度うかがい知ることができる。

16 室殿虎夫『常陸風土記の研究』(一九三七年十二月一日 立命館出版部)

寒田といふ大きな沼の水が二里許の間にある輕野の水田一帯を流漑して、耕作に便益を與へてゐるのである。是れは此の地方に水田が相當あつた事と、當時の農民が既に沼湖の水の利用法をよく心得て居た事を證するものであらう。

『大洋村史』(編さん委員会編集 一九七九年 大洋村)

本村は水に恵まれ、特に青山、沼田、真掛、弁天を水源とする大排水路、また、上谷、新田、福泉寺池、柵良谷

津、飯島谷津、中根谷津を水源とした小排水路が北浦に注いでいるが、これらの水路はいずれもかつての谷津で、この谷津を利用して水田が開墾されていったものである。

本村が中世末ごろに至るまで、白鳥郷あるいは白鳥荘として多くの地方豪族の勢力の拠点となり、かつ隣村をも支配していたことは、古代から多くの権力者によって、軍事的・経済的に後世の豪族たちが活動でき得る温床が、すでにつくられていたことにあると考えられる。